

世田谷区公契約条例についてのアンケート調査の結果概要

目次

1 アンケート概要	...	2
2 アンケート集計結果		
(1) 対象者区分		
Q 1 あなたは事業者ですか、事業所の従業員ですか	...	2
(2) 事業者向けアンケートの集計		
Q 2 資本金はいくらですか	...	3
Q 3 従業員数はどのくらいですか	...	4
Q 4 事業所所在地はどこですか	...	5
Q 5 世田谷区との公契約の種類はどれですか	...	6
Q 6 世田谷区との公契約上の関係はどれですか	...	6
Q 7 世田谷区との公契約の案件について、下請負者（再委託先）はいますか	...	7
Q 8 世田谷区との公契約の案件は労働報酬下限額の適用対象となるものですか	...	7
Q 9 従業員の労働条件について相談できる弁護士・社会保険労務士はいますか	...	8
Q 10 従業員の勤務時間の管理はどのような方法で行っていますか	...	9
Q 11 障害者雇用促進法により課される義務のうち、履行しているもの	...	10
Q 12 公契約条例に規定する事業者等の責務のうち、実践しているもの	...	11
Q 13 世田谷区公契約条例について	...	12
Q 14 世田谷区公契約条例の目的であると思うものを選んでください	...	13
Q 15 「世田谷区公契約条例の手引き」を見たことがありますか	...	14
Q 16 「世田谷区公契約条例の手引き」の内容は理解できましたか	...	14
Q 17 労働報酬下限額という制度について	...	15
Q 18 労働報酬下限額の金額を従業員に周知していますか	...	15
Q 19 労働報酬下限額の金額は妥当だと思いますか	...	16
Q 20 労働報酬下限額の金額以上の賃金を支払っていますか	...	16
Q 21 下請負者が下限額以上の賃金を支払っていることを確認していますか	...	17
Q 22 元請負者から労働報酬下限額の説明はありましたか	...	17
Q 23 労働報酬下限額が適用されたことにより、何らかの対応をしましたか	...	18
Q 24 区との公契約に係る業務の質が確保されたと感じますか	...	19
Q 25 公契約に基づく業務に従事する従業員の労働条件を改善しましたか	...	19
Q 26 民間事業に従事する従業員の労働条件を改善しましたか	...	20
Q 27 事業所の経営環境が改善されたと感じますか	...	20
Q 28 事業所労働条件調査を知っていますか	...	21
Q 29 事業所労働条件調査の対応に支障はありますか	...	22
Q 30 下請負者として、給与台帳や出勤簿の提出に支障はありますか	...	22
Q 31 労働条件確認帳票を知っていますか	...	23
Q 32 労働条件確認帳票についてどのように受け止めていますか	...	23
Q 33 労働条件確認帳票に基づき、下請負者に説明・要請等をしましたか	...	24
Q 34 元請負者からの適正な労働条件の確保についての説明・要請等	...	24
(3) 労働者向けアンケートの集計		
Q 36 職種をお答えください	...	25
Q 37 年齢をお答えください	...	25
Q 38 現在の職種の経験年数をお答えください	...	26
Q 39 居住地をお答えください	...	26
Q 40 お勤め先の事業所の所在地をお答えください	...	27
Q 41 雇用形態をお答えください	...	27
Q 42 職場での立場をお答えください	...	28
Q 43 世田谷区との公契約に基づく業務の種類をお答えください	...	29
Q 44 あなたの勤めている事業所は、世田谷区とはどのような関係にありますか	...	30
Q 45 あなたの給料についてお答えください	...	30
Q 46 世田谷区公契約条例について	...	33
Q 47 世田谷区公契約条例の目的であると思うものを選んでください	...	35
Q 48 周知用カードを見たことがありますか	...	36
Q 49 「世田谷区公契約条例の手引き」を見たことがありますか	...	37
Q 50 世田谷区との公契約の業務について、下限額が適用される公契約ですか	...	38
Q 51 あなたに適用される労働報酬下限額の金額を知っていますか	...	39
Q 52 労働報酬下限額以上の賃金の支払いを受けていますか	...	40
Q 53 区の下限額の適用業務とそうでない業務とで賃金単価は異なりますか	...	41
Q 54 あなたに適用されている労働報酬下限額は妥当だと思いますか	...	41
Q 55 公契約条例が適用されたことにより、業務の質が確保されたと感じますか	...	42
Q 56 公契約条例が適用されたことにより、賃金は上がったと思いますか	...	42

1 アンケート概要

(1) 目的

条例の施行から10年を迎えるにあたり、これまでの公契約条例に基づく区の実態を把握し、今後の区の実態に活かしていくため

(2) 調査対象

- ① 令和6年度（11月時点）における世田谷区と公契約（本契約）を締結した事業者（延べ2,531社・実数1,238社）
- ② ①の下請負者・再委託先
- ③ ①、②の事業者と雇用契約等を締結し、公契約に係る業務に従事した労働者

(3) 依頼方法

電子メール又は郵送及び事業所管課からの依頼

(4) 期間

令和6年12月2日～31日

(5) 回答方法

電子回答

(6) 回答者の特定

匿名方式

(7) 回収率（元請負者のみ）

20%

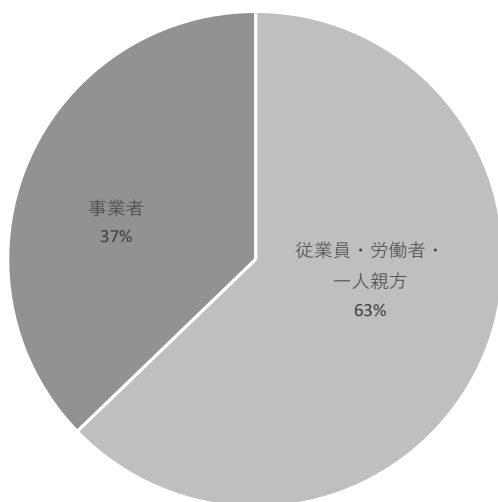
2 アンケート集計結果

(1) 対象者区分

Q1 あなたは事業者ですか、事業所の従業員ですか

回答者は事業者に比べると従業員等の方が多い

事業者	285	37%
従業員・労働者・一人親方	481	63%
合計	766	

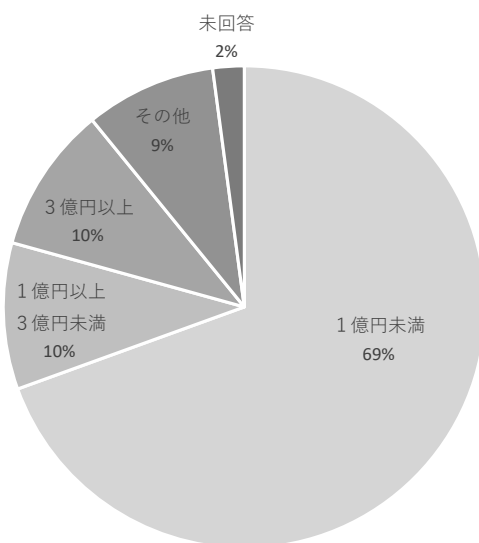


(2) 事業者向けアンケートの集計

Q2 資本金はいくらですか※法人単位

資本金1億円未満の法人が7割近くを占めている

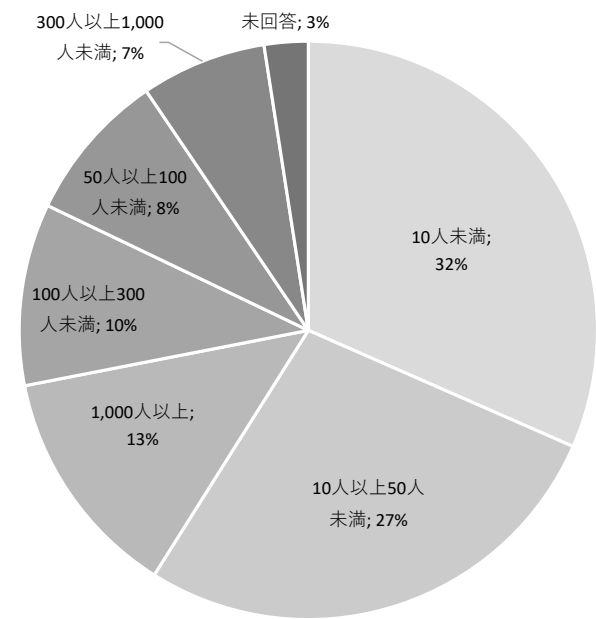
3億円以上	28	10%
1億円以上3億円未満	28	10%
1億円未満	198	69%
その他	25	9%
未回答	6	2%
合計	285	



Q 3 従業員数はどのくらいですか※法人単位

従業員数が50人未満が約6割を占めている

1,000人以上	37	13%
300人以上1,000人未満	20	7%
100人以上300人未満	29	10%
50人以上100人未満	24	8%
10人以上50人未満	78	27%
10人未満	90	32%
未回答	7	2%
合計	285	

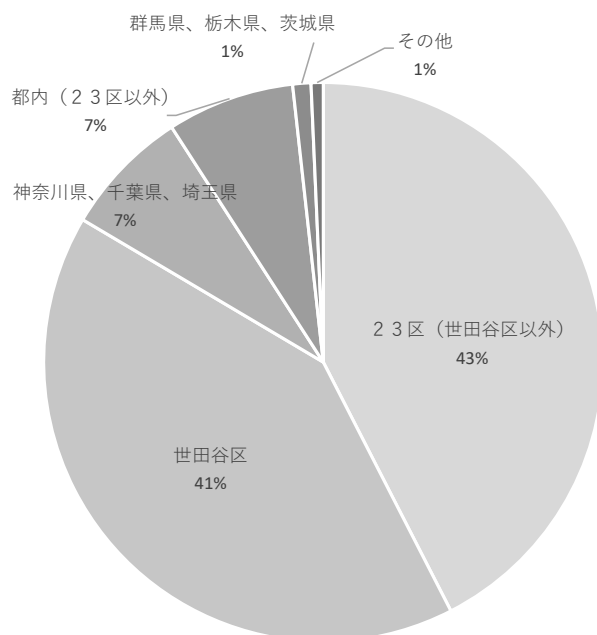


Q 4 事業所所在地はどこですか

・区内事業者が約4割となっている

※調査対象事業者（元請け）1,238社中区内事業者は540社（43%）

世田谷区	117	41%
23区（世田谷区以外）	121	42%
都内（23区以外）	21	7%
神奈川県、千葉県、埼玉県	21	7%
群馬県、栃木県、茨城県	3	1%
その他	2	1%
合計	285	

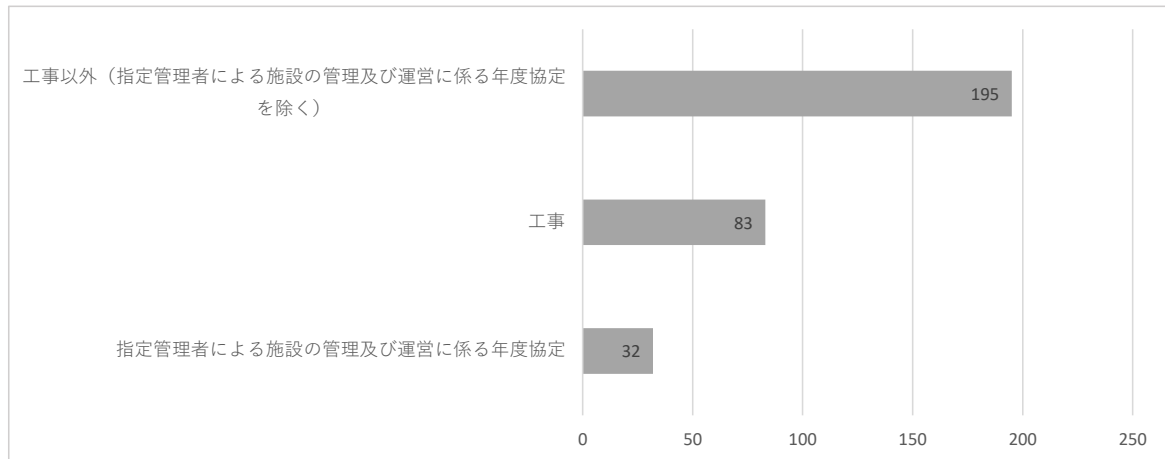


Q 5 世田谷区との公契約の種類はどれですか（複数選択）

*** 下請負者（再委託先）の場合は、元請負者と世田谷区との公契約の種類をお答えください**

回答の中では工事以外の割合が多い

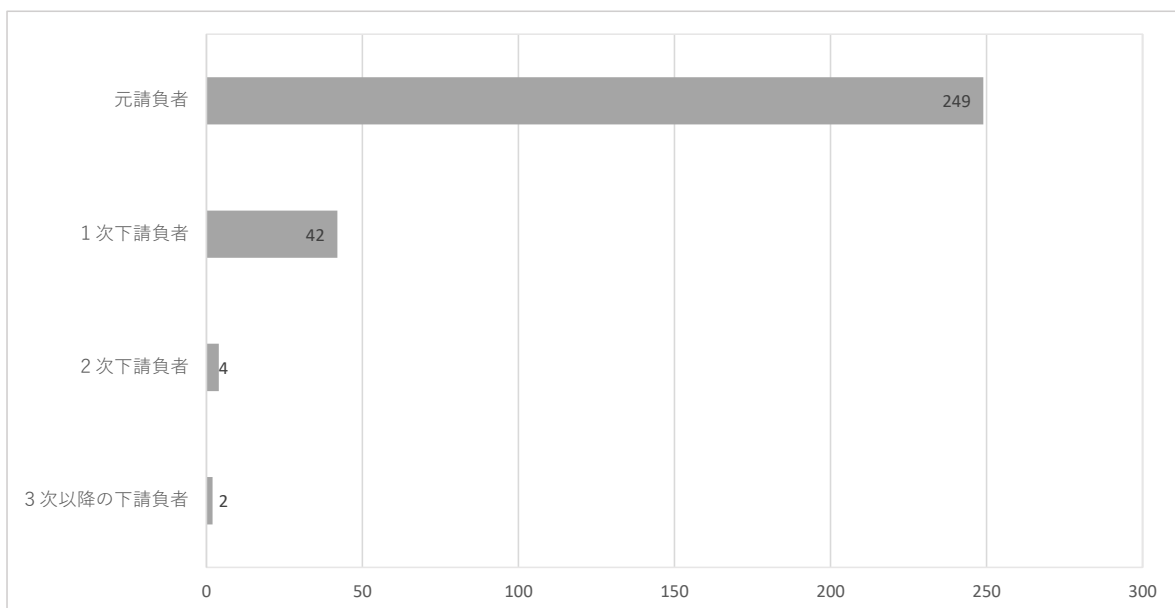
工事	83	29%
工事以外（指定管理者による施設の管理及び運営に係る年度協定を除く）	195	68%
指定管理者による施設の管理及び運営に係る年度協定	32	11%
合計	310	



Q 6 世田谷区との公契約上の関係はどれですか（複数回答可）

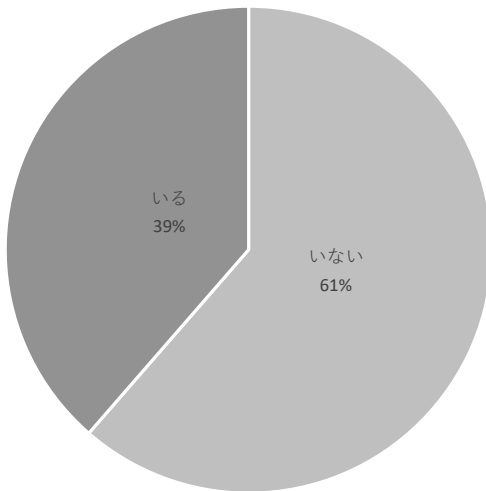
2次以降の下請負者からの回答は6件にとどまる

元請負者	249	87%
1次下請負者	42	15%
2次下請負者	4	1%
3次以降の下請負者	2	1%
合計	297	



Q 7 世田谷区との公契約の案件について、下請負者（再委託先）はいますか*複数の公契約を締結している場合いずれかの公契約で下請負者（再委託先）があれば「いる」と回答してください

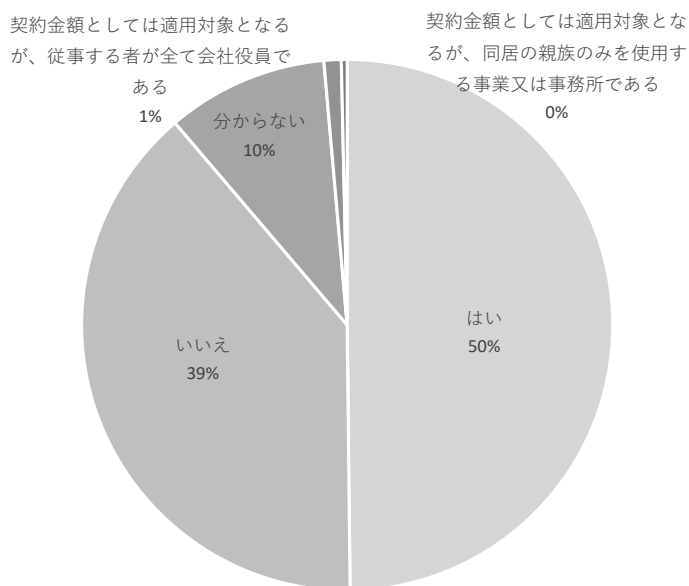
いる	110	39%
いない	175	61%
合計	285	



Q 8 世田谷区との公契約の案件は労働報酬下限額の適用対象(予定価格3,000万円以上工事請負契約又は予定価格2,000万円以上の工事以外の契約(委託、指定管理協定等))となるものですか※複数の公契約を締結している場合最も高額な契約について回答してください

「分からない」が10%となっている

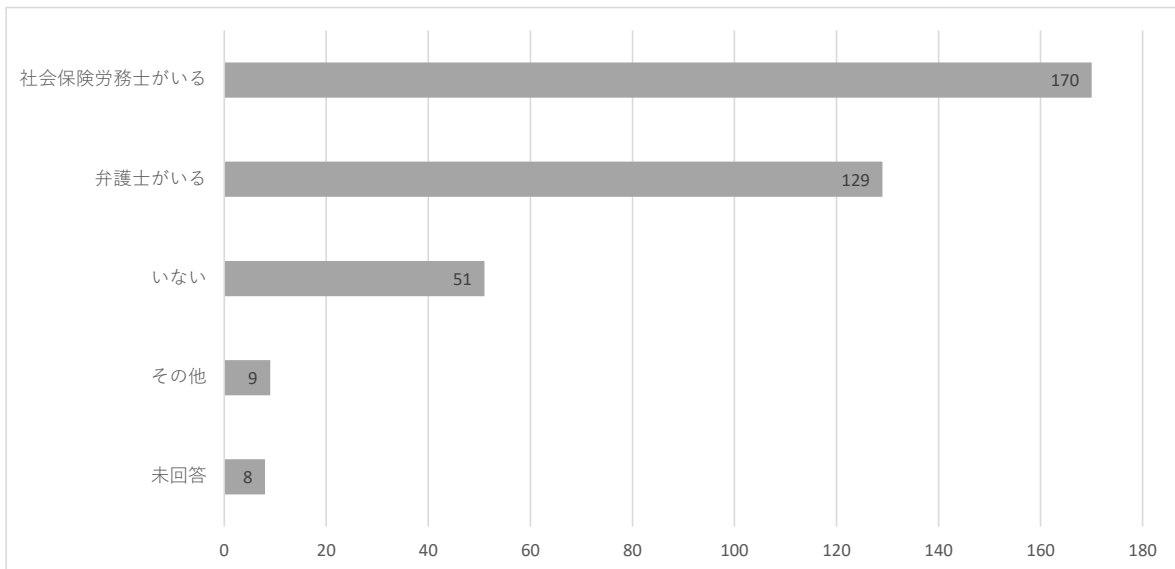
はい	142	50%
いいえ	111	39%
契約金額としては適用対象となるが、従事する者が全て会社役員である	3	1%
契約金額としては適用対象となるが、同居の親族のみを使用する事業又は事務所である	1	1%
分からない	28	10%
合計	285	



Q 9 従業員の労働条件について相談できる弁護士・社会保険労務士はいますか（複数回答）

回答数 277 社のうち、220 社（約 8 割）が従業員の労働条件について相談できる弁護士又は社会保険労務士がいると回答している

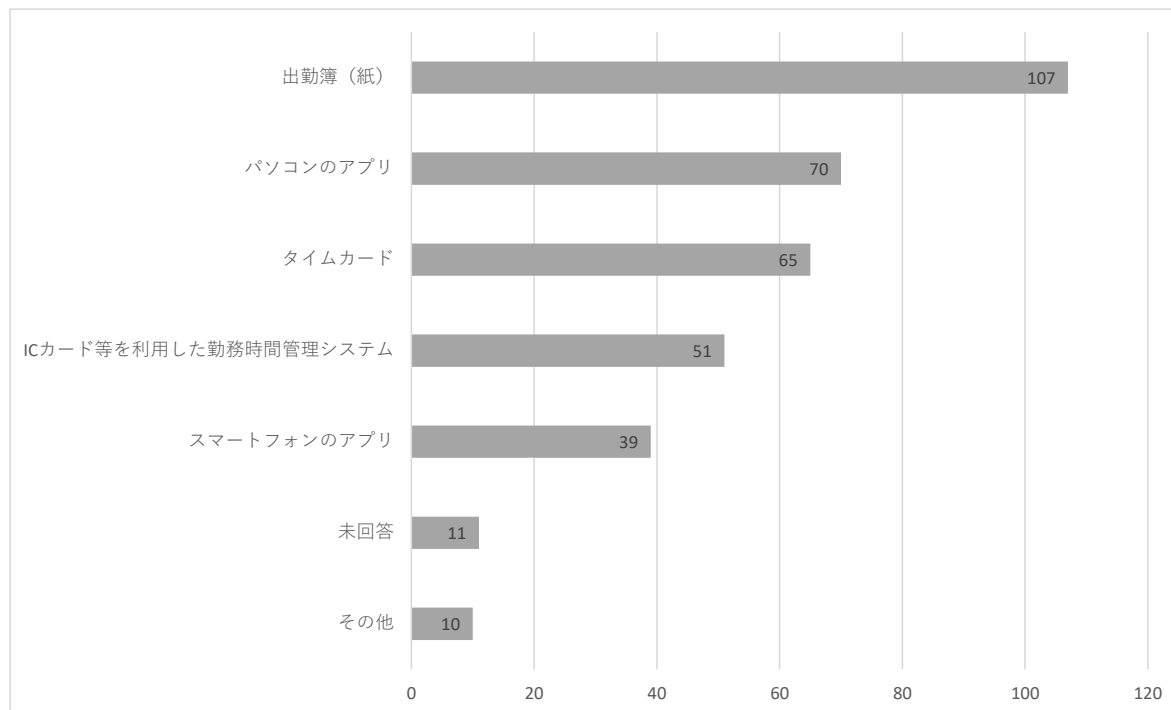
弁護士がいる	129	45%
社会保険労務士がいる	170	60%
いない	51	18%
その他	9	3%
未回答	8	3%
合計	367	



Q 1 0 従業員の勤務時間の管理はどのような方法で行っていますか（複数回答）

4 割弱が紙の出勤簿を利用している（他の手法との併用を含む）

出勤簿（紙）	107	38%
タイムカード	65	23%
ICカード等を利用した勤務時間管理システム	51	18%
スマートフォンのアプリ	39	14%
パソコンのアプリ	70	25%
その他	10	4%
未回答	11	4%
合計	353	



Q 1 1 障害者の雇用の促進等に関する法律により課される義務のうち、履行しているものを選んでください

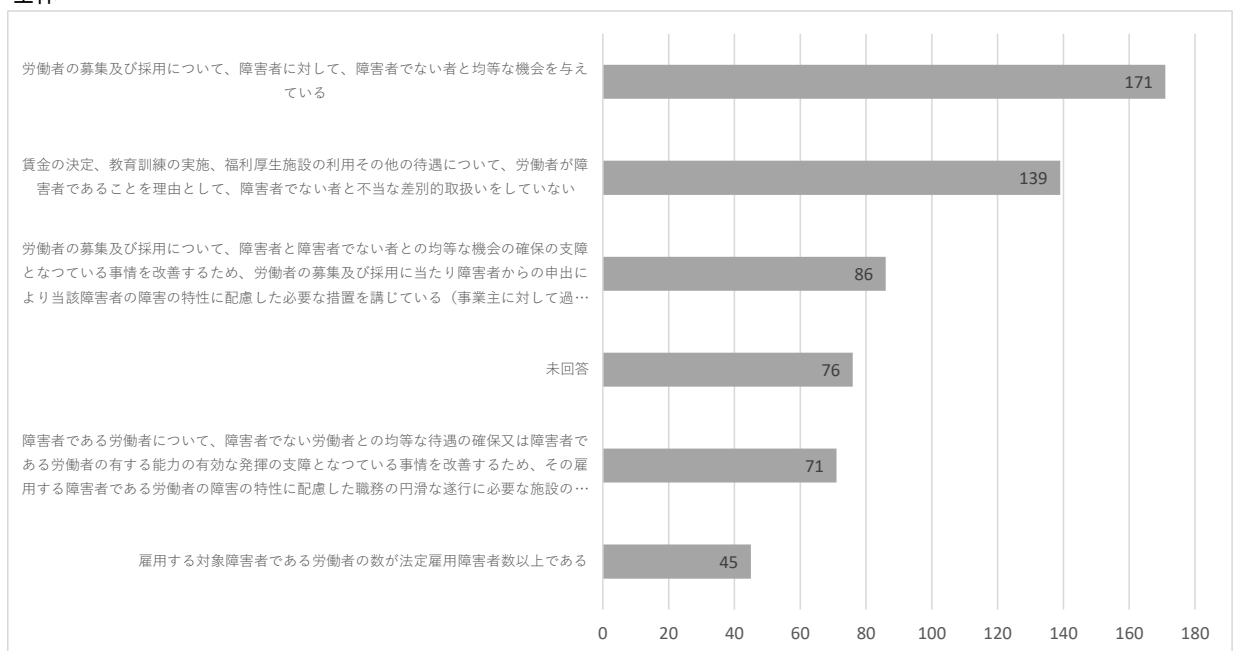
*** 世田谷区との公契約に係る従業員等に対する対応に限定せず、貴社の一般的な対応をお答えください**

募集採用では均等な機会を提供していることがうかがえる一方、法定雇用率の達成割合は低い

	全体		従業員５０人未満		従業員５０人以上	
労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えている	171	60%	84	50%	86	78%
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしていない	139	49%	51	30%	86	78%
労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じている（事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときを除く）	86	30%	21	13%	64	58%
障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じている（事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときを除く）	71	25%	14	8%	56	51%
雇用する対象障害者である労働者の数が法定雇用障害者数以上である	45	16%	2	1%	42	38%
未回答	76	27%	63	38%	8	7%
合計	588		235		342	

※ 現行の障害者の法定雇用率は、従業員４０人以上で１人以上

全体

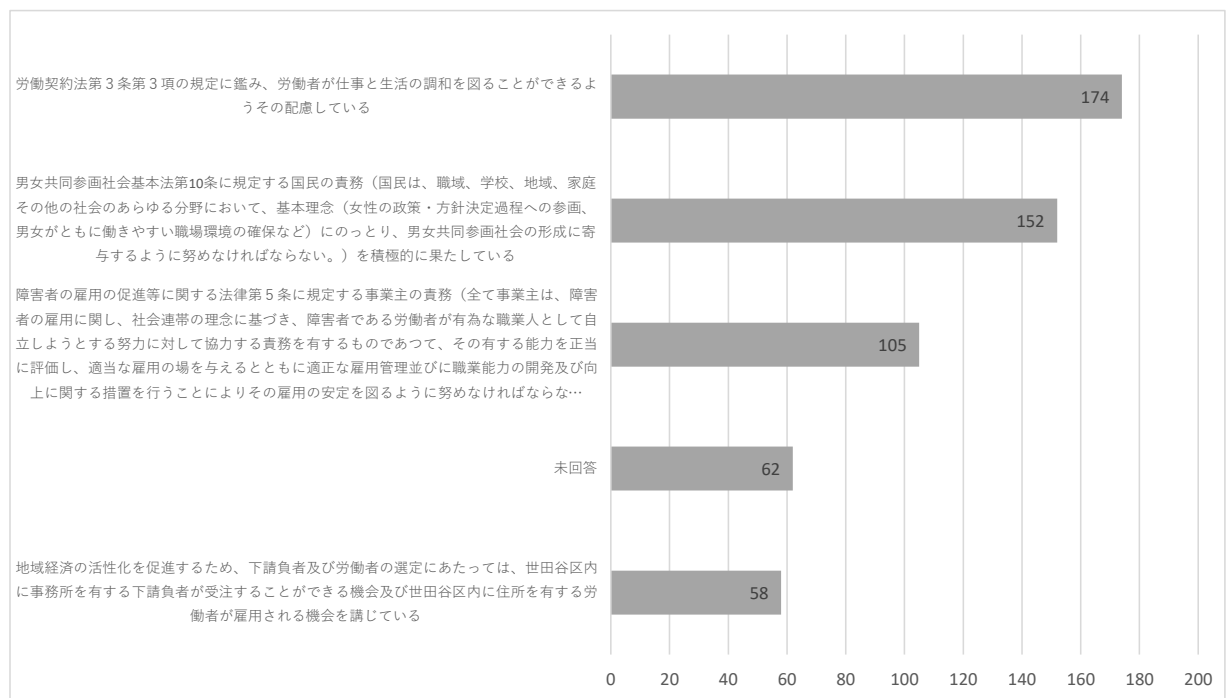


Q 1 2 公契約条例に規定する事業者等（元請負者及び下請負者（再委託先））の責務のうち、実践しているものを選んでください

*** 世田谷区との公契約に係る従業員等に対する対応に限定せず、貴社の一般的な対応をお答えください**

・ 地域経済の活性化の取組みが進んでいない

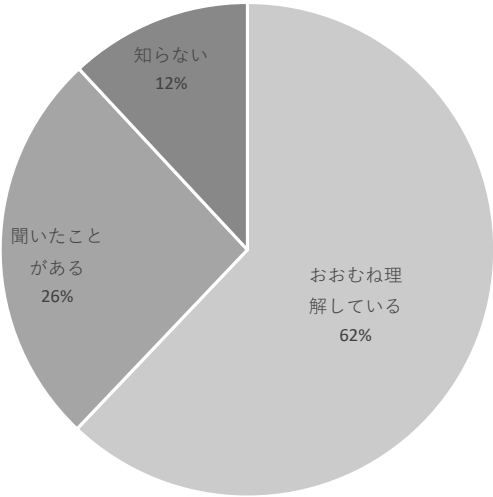
	全体		従業員５０人未満		従業員５０人以上	
障害者の雇用の促進等に関する法律第５条に規定する事業主の責務（全て事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えとともに適正な雇用管理並びに職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。）を積極的に果たしている	105	37%	31	18%	73	72%
男女共同参画社会基本法第10条に規定する国民の責務（国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念（女性の政策・方針決定過程への参画、男女がともに働きやすい職場環境の確保など）にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。）を積極的に果たしている	152	53%	62	37%	89	88%
労働契約法第３条第３項の規定に鑑み、労働者が仕事と生活の調和を図ることができるようその配慮している	174	61%	88	52%	85	84%
地域経済の活性化を促進するため、下請負者及び労働者の選定にあたっては、世田谷区内に事務所を有する下請負者が受注することができる機会及び世田谷区内に住所を有する労働者が雇用される機会を講じている	58	20%	27	16%	30	30%
未回答	62	22%	47	28%	9	9%
合計	551		255		286	



Q 1 3 世田谷区公契約条例について

「おおむね理解している」と「聞いたことがある」を合わせると 9 割弱となる

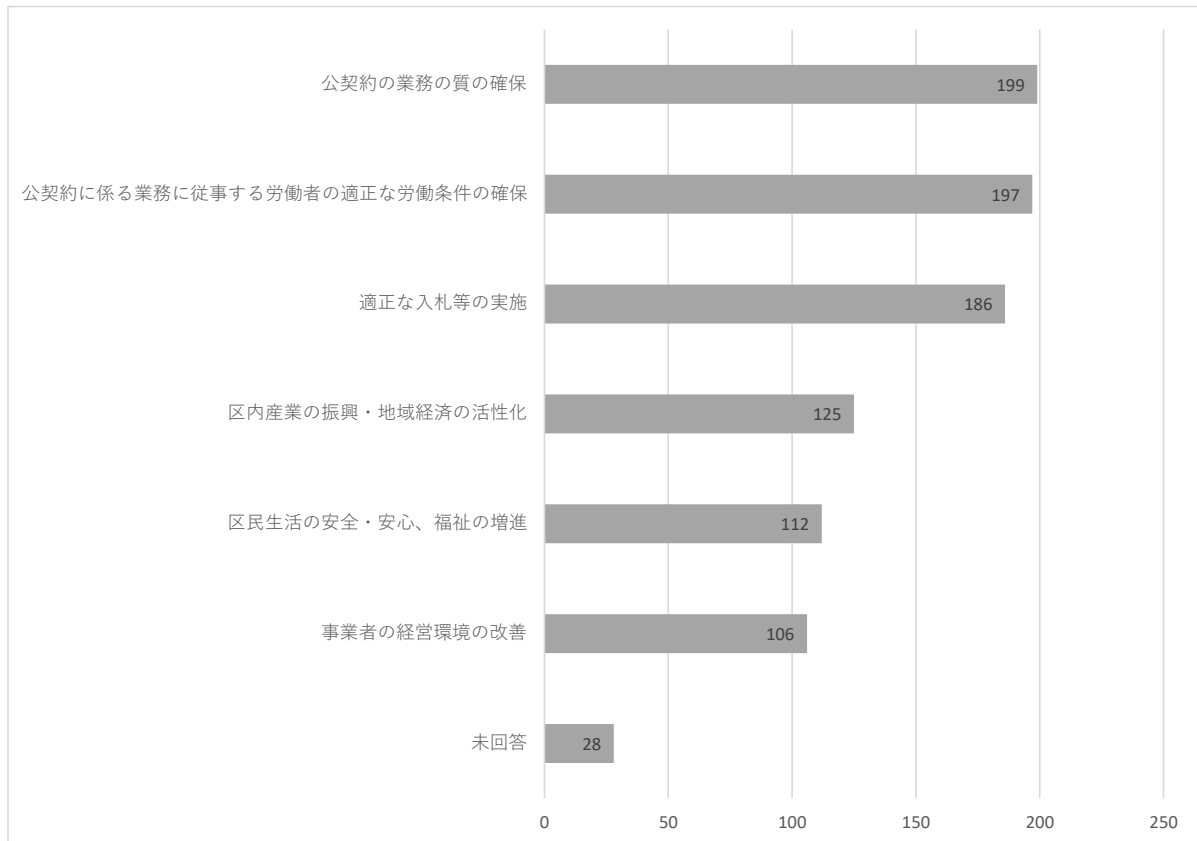
おおむね理解している	177	62%
聞いたことがある	74	26%
知らない	34	12%
合計	285	



Q 1 4 世田谷区公契約条例の目的であると思うものを選んでください。（複数回答）

公契約条例が経営環境に与える影響について実感を持っていない事業者が多い

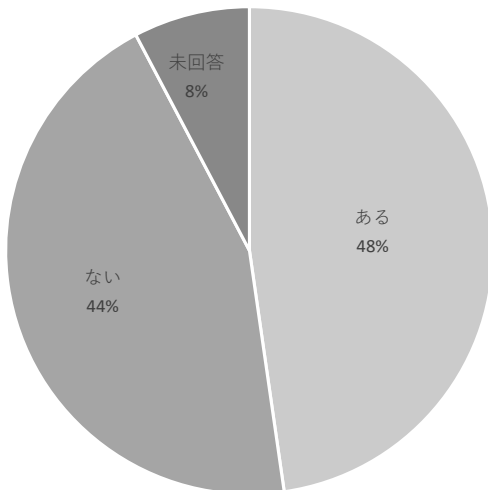
公契約の業務の質の確保	199	70%
区内産業の振興・地域経済の活性化	125	44%
区民生活の安全・安心、福祉の増進	112	39%
適正な入札等の実施	186	65%
公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保	197	69%
事業者の経営環境の改善	106	37%
未回答	28	10%
合計	953	



Q 1 5 「世田谷区公契約条例の手引き」を見たことがありますか

手引きの理解は得られている（Q1 6）一方、手引き自体の認知度が約半数にとどまる

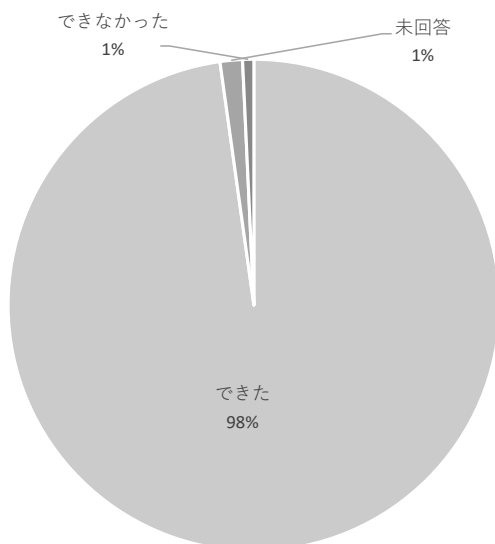
ある	136	48%
ない	127	44%
未回答	22	8%
合計	285	



Q 1 6 「世田谷区公契約条例の手引き」の内容は理解できましたか

手引きの内容の理解はおおむね得られている

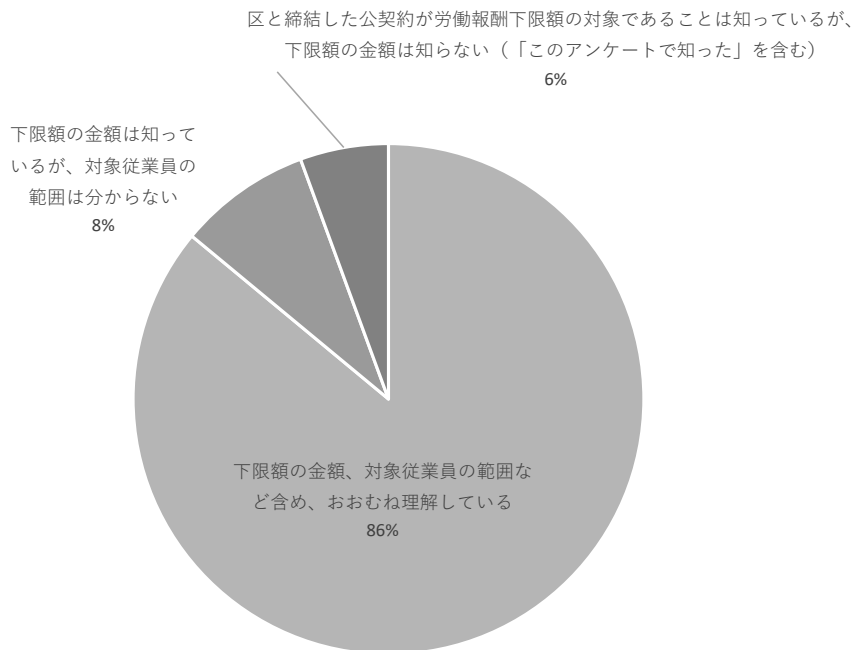
できた	133	98%
できなかった	1	1%
未回答	2	1%
合計	136	



Q 17 労働報酬下限額という制度について

理解していると回答した事業所が86%に達している

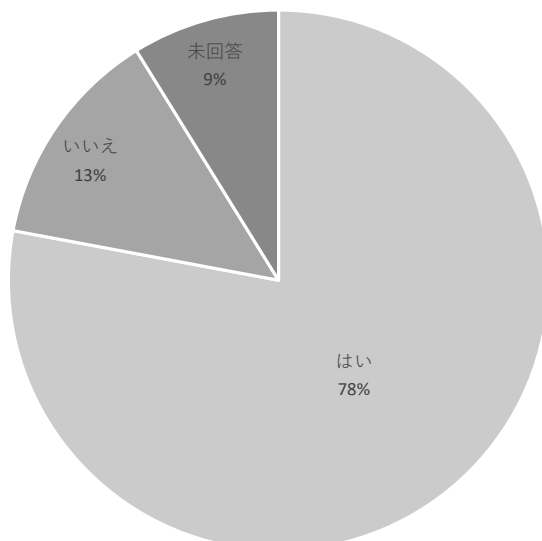
下限額の金額、対象従業員の範囲など含め、おおむね理解している	123	86%
下限額の金額は知っているが、対象従業員の範囲は分からない	12	8%
区と締結した公契約が労働報酬下限額の対象であることは知っているが、下限額の金額は知らない（「このアンケートで知った」を含む）	8	6%
合計	143	



Q 18 労働報酬下限額の金額を従業員に周知していますか

様々な方法で周知をしている事業者がいる一方で、周知をしていない事業者が一定数いる

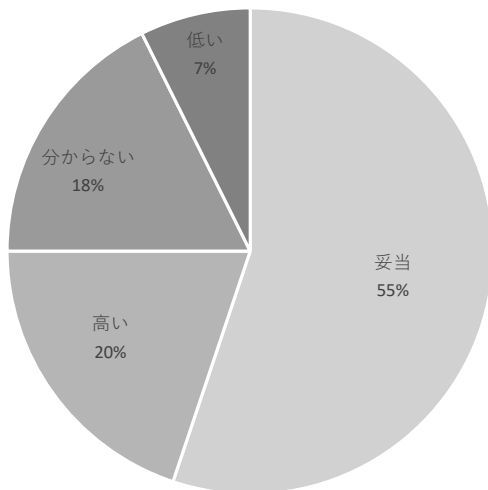
はい	106	78%
いいえ	18	13%
未回答	12	9%
合計	136	



Q 1 9 労働報酬下限額の金額は妥当だと思いますか

半数以上の事業者が妥当と回答している

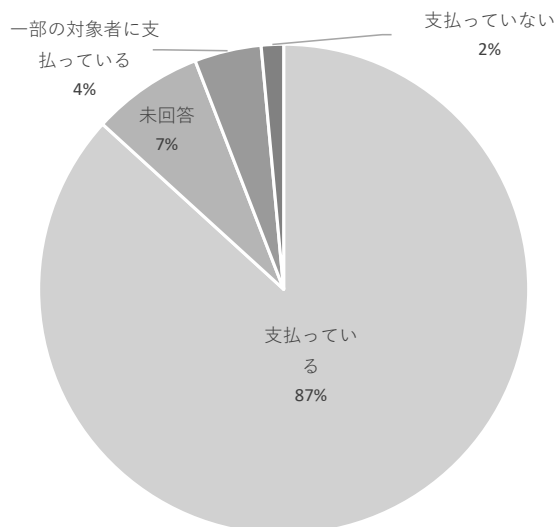
妥当	75	55%
高い	27	20%
低い	10	7%
分からない	24	18%
合計	136	



Q 2 0 労働報酬下限額が適用される従業員に対して、労働報酬下限額の高額以上の賃金を支払っていますか

「支払っている」が9割弱となっている

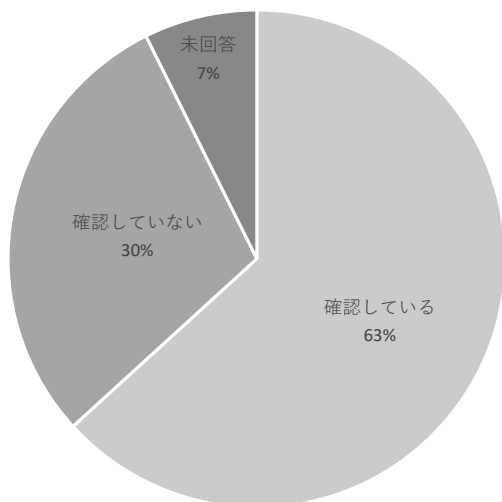
支払っている	118	87%
一部の対象者に支払っている	6	4%
支払っていない	2	1%
未回答	10	7%
合計	136	



Q 2 1 下請負者（再委託先）が労働報酬下限額以上の賃金を支払っていることについて確認していますか

下請負者に賃金支払い状況を確認している事業者は約 6 0 % に留まる

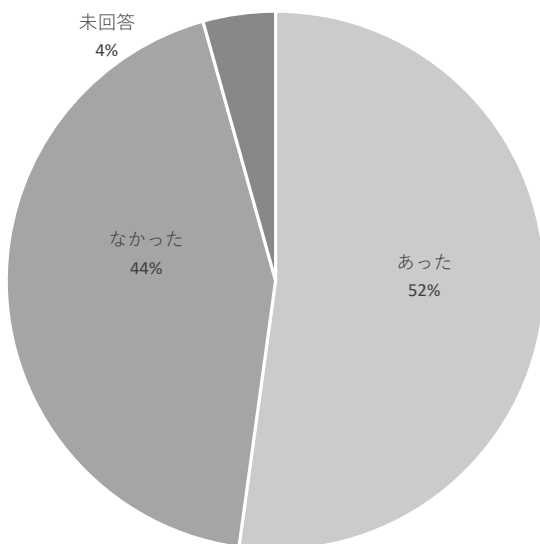
確認している	43	63%
確認していない	20	29%
未回答	5	7%
合計	68	



Q 2 2 元請負者（2次下請負者の場合は1次下請負者）から労働報酬下限額の説明はありましたか

「あった」が5割程度となっている

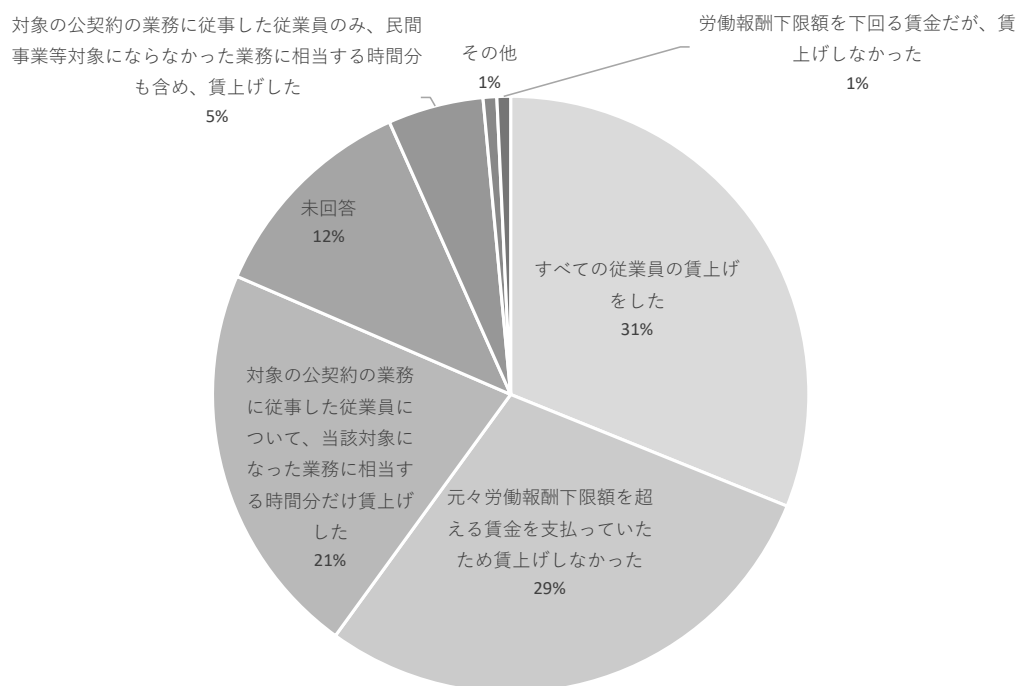
あった	12	52%
なかった	10	43%
未回答	1	4%
合計	23	



Q 2 3 労働報酬下限額が適用されたことにより、何らかの対応をしましたか

57%が下限額適用を機に賃上げしている

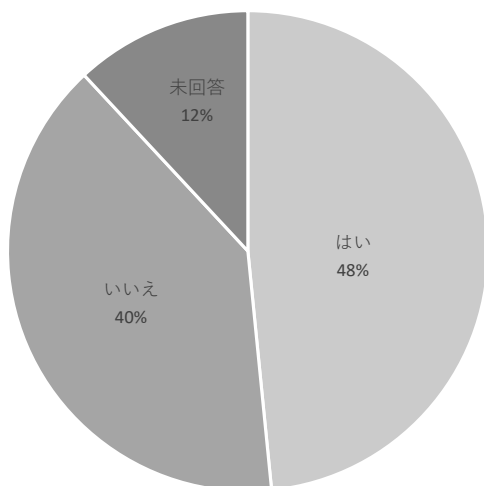
対象の公契約の業務に従事した従業員について、当該対象になった業務に相当する時間分だけ賃上げした	29	21%
対象の公契約の業務に従事した従業員のみ、民間事業等対象にならなかった業務に相当する時間分も含め、賃上げした	7	5%
すべての従業員の賃上げをした	42	31%
元々労働報酬下限額を超える賃金を支払っていたため賃上げしなかった	39	29%
労働報酬下限額を下回る賃金だが、賃上げしなかった	1	1%
その他	1	1%
未回答	16	12%
合計	135	



Q 2 4 公契約条例が適用されたことにより、労働条件が改善することで従業員のモチベーションが向上する等して、区との公契約に係る業務の質が確保されたと感じますか
 ※「公契約条例が適用されていること」とは、世田谷区建設工事総合評価方式、委託契約における変動型最低制限価格制度等の適正な入札の仕組み等や労働報酬下限額等の適正な労働条件の確保の取組みなどのことです。

公契約条例の効果を実感している事業者は約 5 割いる

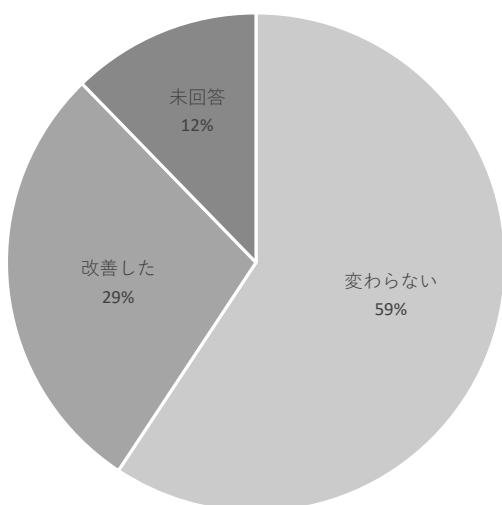
はい	138	48%
いいえ	113	40%
未回答	34	12%
合計	285	



Q 2 5 公契約条例が適用されたことにより、公契約に基づく業務に従事する従業員の労働条件を改善しましたか

「変わらない」が約 6 割となっている

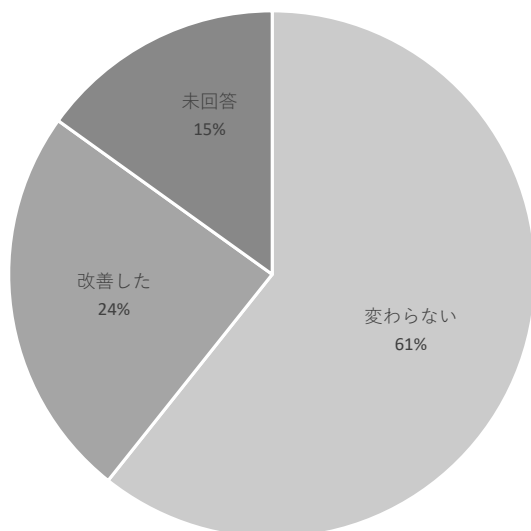
改善した	81	28%
変わらない	169	59%
未回答	35	12%
合計	285	



Q 2 6 公契約条例が適用されたことにより、公契約に係る業務以外の業務（民間事業）に従事する従業員の労働条件を改善しましたか

「変わらない」が約 6 割となっている

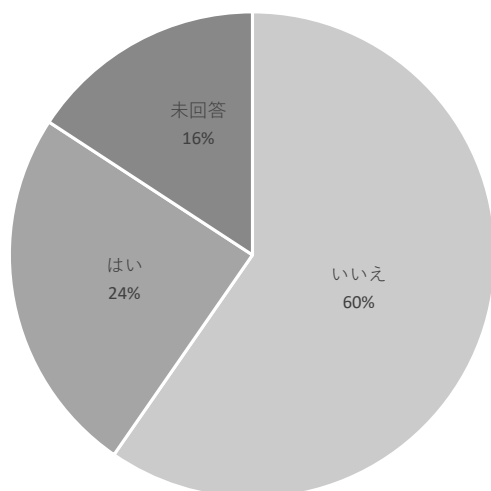
改善した	69	24%
変わらない	173	61%
未回答	43	15%
合計	285	



Q 2 7 公契約条例が適用されたことにより、事業所の経営環境が改善されたと感じますか

「いいえ」が 6 割となっている

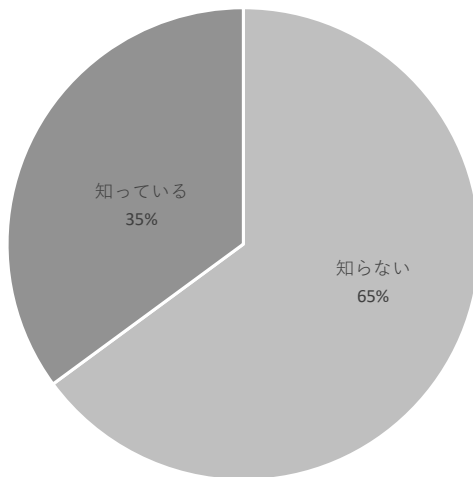
はい	70	25%
いいえ	170	60%
未回答	45	16%
合計	285	



Q 2 8 事業所労働条件調査（公契約条例第 4 条第 3 項第 3 号に基づき、事業者の皆様から提出していただいたチェックシートに沿って、事業所の労働条件について、区が委託した社会保険労務士により訪問調査させていただき、労働条件の改善に役立てていただくもの）を知っていますか
*** 事業者は公契約条例により事業所労働条件調査に応じるよう努めなければならないとされています**

「知らない」が 6 5 % にのぼる

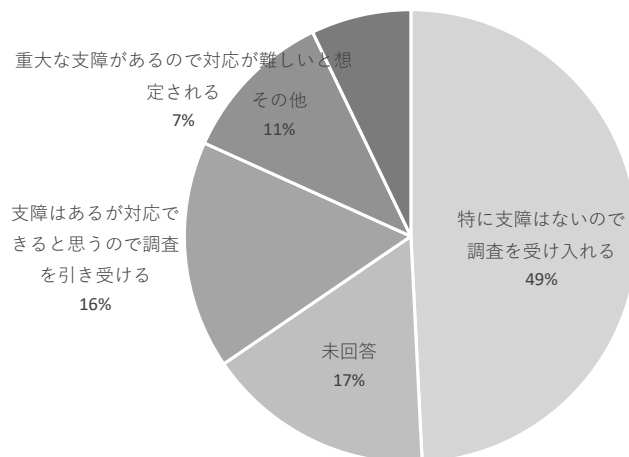
知っている	100	35%
知らない	185	65%
合計	285	



Q 2 9 世田谷区から事業所労働条件調査の対象として指名された場合、その対応に支障はありますか
*** 事業者は公契約条例により事業所労働条件調査に応じるよう努めなければならないとされています**

約半数は何らかの支障があると回答している

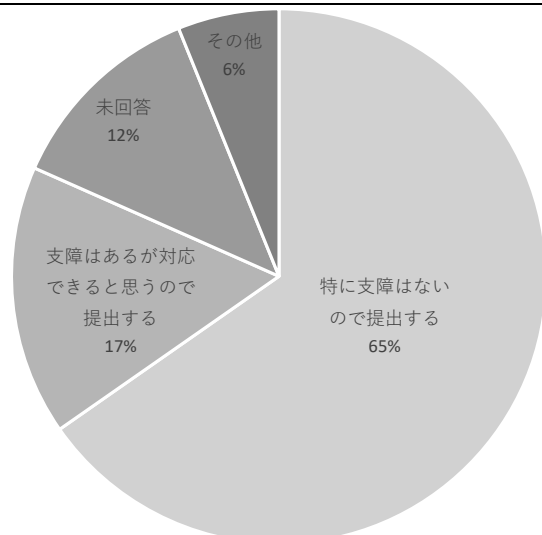
特に支障はないので調査を受け入れる	124	49%
支障はあるが対応できると思うので調査を引き受ける	41	16%
重大な支障があるので対応が難しいと想定される	18	7%
その他	28	11%
未回答	41	17%
合計	252	



Q 3 0 元請負者が事業所労働条件調査の対象となり、公契約条例が適用される下請負者として、給与台帳や出勤簿の提出を元請負者から求められた場合何か支障はありますか
*** 下請負者（再委託先）は公契約条例により事業所労働条件調査に応じるよう努めなければならないとされています**

65%が「特に支障はない」と回答している一方、別会社である元請事業者に給与情報を提供することに抵抗がある事業者がいる

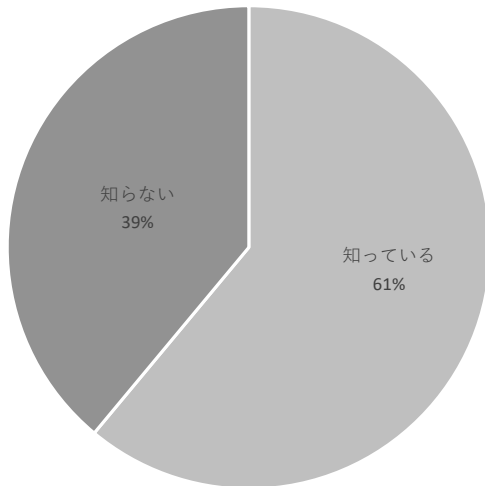
特に支障はないので提出する	32	65%
支障はあるが対応できると思うので提出する	8	16%
重大な支障があるので提出は難しいと想定される	0	0%
その他	3	6%
未回答	6	12%
合計	49	



Q 3 1 労働条件確認帳票（チェックシート）を知っていますか

「知らない」が約4割となっている

知っている	174	61%
知らない	111	39%
合計	285	



Q 3 2 労働条件確認帳票（チェックシート）についてどのように受け止めていますか（複数回答）

- ・チェックシートについての評価は分かれている
- ・「意義は理解している」と「面倒である」の両方を回答した事業所数は13社

事務手続きが増えて面倒である	51	31%
何の意味があって提出するのか分からない	15	9%
従業員の労働条件は、区との公契約に関係ない	17	10%
労務管理の見直しのきっかけになっている	42	26%
適切な労働条件は質の高い業務を提供するために必要なことなので、改めて確認する意義を理解している	80	49%
未回答	13	8%
合計	218	

適切な労働条件は質の高い業務を提供するために必要なことなので、改めて確認する意義を理解している

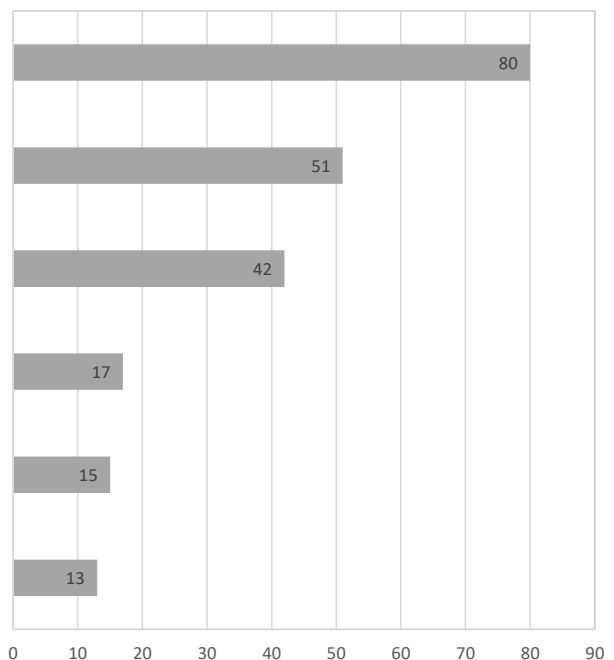
事務手続きが増えて面倒である

労務管理の見直しのきっかけになっている

従業員の労働条件は、区との公契約に関係ない

何の意味があって提出するのか分からない

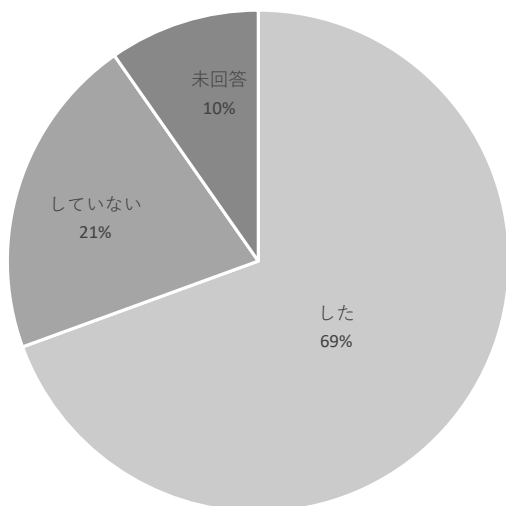
未回答



Q 3 3 労働条件確認帳票（チェックシート）に基づき、下請負者に適正な労働条件の確保について説明・要請等をしましたか

下請負者も他社であるため、必要以上に関与しないようにしている（下請負者の立場を尊重している）事業者が一定数いる

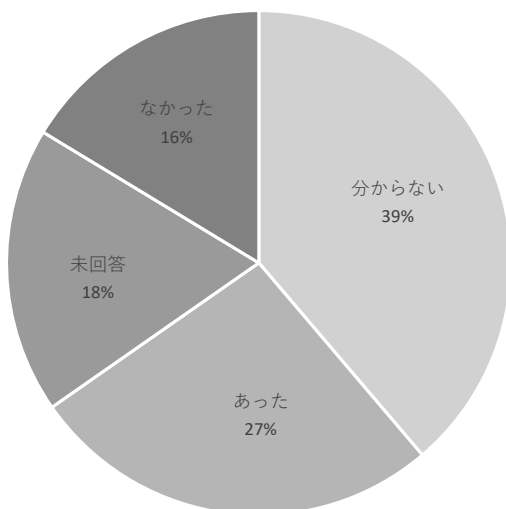
した	50	69%
していない	15	21%
未回答	7	10%
合計	72	



Q 3 4 元請負者（2次請負事業者の場合は1次請負事業者）から従業員の適正な労働条件の確保について、説明・要請等がありましたか

「あった」は30%弱にとどまる

あった	13	27%
なかった	8	16%
分からない	19	39%
未回答	9	18%
合計	49	



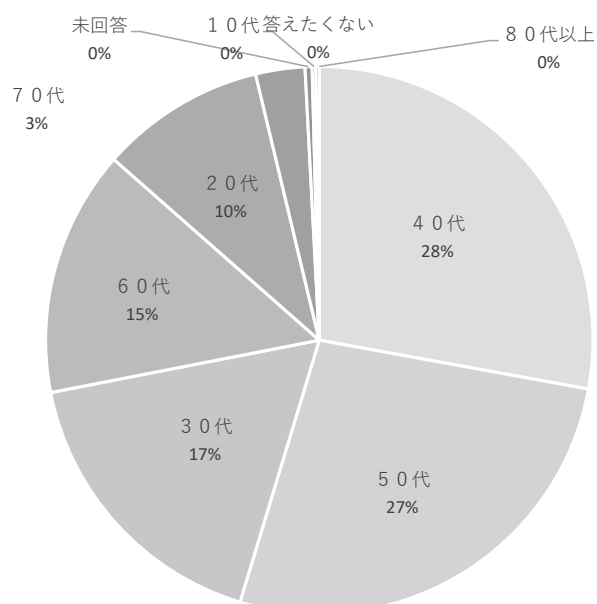
(3) 労働者向けアンケートの集計

Q 3 6 職種をお答えください（複数回答）

特殊作業員	3	1%
普通作業員	91	19%
軽作業員	15	3%
造園工	8	2%
とび工	2	0%
電工	10	2%
塗装工	1	0%
運転手（一般）	2	0%
土木一般世話役	9	2%
配管工	4	1%
はつり工	1	0%
板金工	1	0%
内装工	2	0%
建具工	1	0%
保温工	2	0%
設備機械工	3	1%
交通誘導員 A	1	0%
交通誘導員 B	3	1%
その他	333	69%
合計	492	

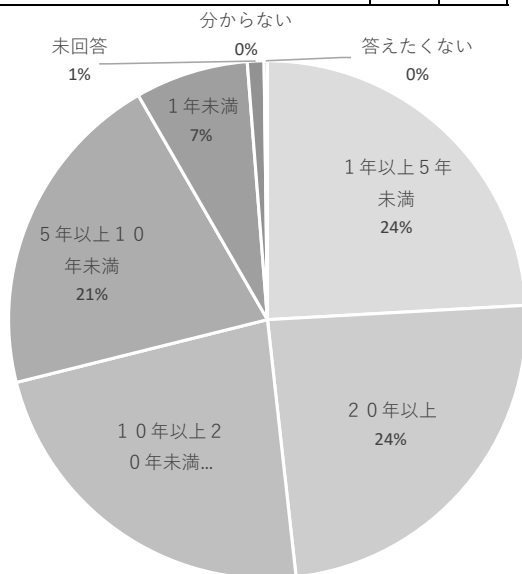
Q 3 7 年齢をお答えください

10代	1	0%
20代	47	10%
30代	83	17%
40代	134	28%
50代	129	27%
60代	70	15%
70代	14	3%
80代以上	0	0%
答えたくない	1	0%
未回答	2	0%
合計	481	



Q 3 8 現在の職種の経験年数をお答えください

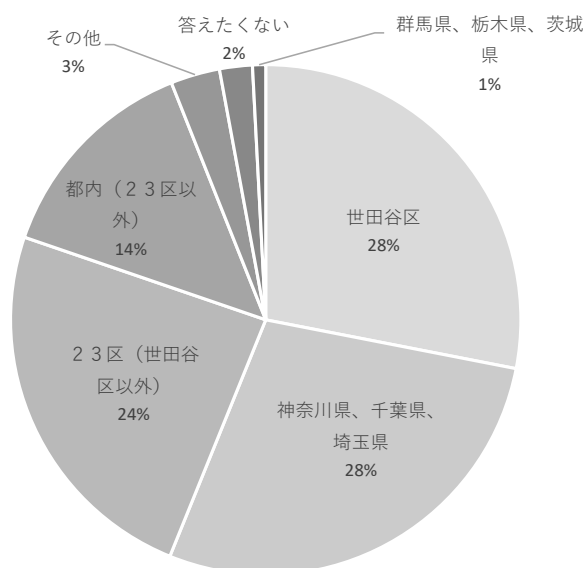
1 年未満	34	7%
1 年以上 5 年未満	116	24%
5 年以上 1 0 年未満	99	21%
1 0 年以上 2 0 年未満	110	23%
2 0 年以上	116	24%
分からない	0	0%
答えたくない	1	0%
未回答	5	1%
合計	481	



Q 3 9 居住地をお答えください

区民の割合は 3 0 % に満たない

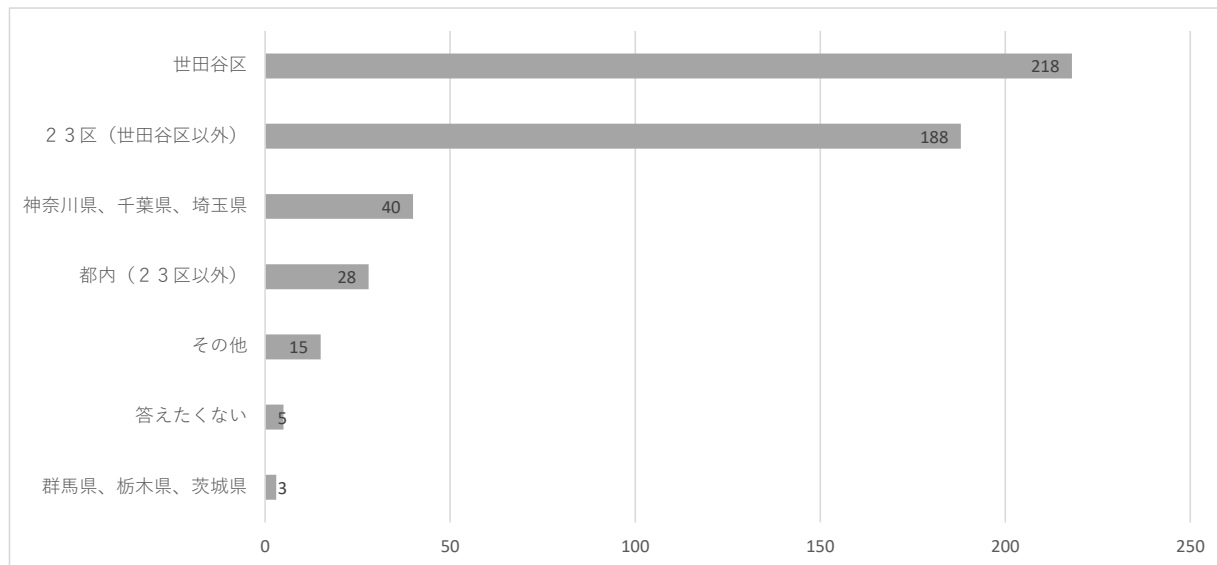
世田谷区	135	28%
2 3 区（世田谷区以外）	116	24%
都内（2 3 区以外）	66	14%
神奈川県、千葉県、埼玉県	135	28%
群馬県、栃木県、茨城県	4	1%
答えたくない	10	2%
その他	15	3%
合計	481	



Q 4 0 お勤め先の事業所の所在地をお答えください（複数回答）

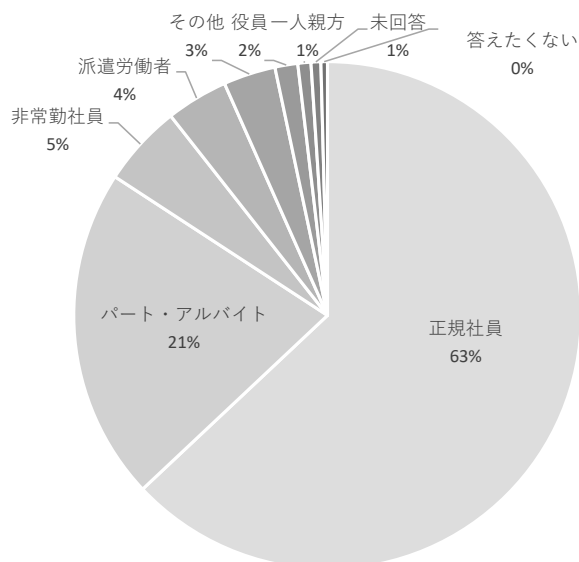
- ・区内事業者の割合は５０％以下となっている一方、都内事業者の割合は９０％となっている
- ・件数は少ないが地方の事業所に勤めている労働者も一定数いる

世田谷区	218	45%
２３区（世田谷区以外）	188	39%
都内（２３区以外）	28	6%
神奈川県、千葉県、埼玉県	40	8%
群馬県、栃木県、茨城県	3	1%
答えたくない	5	1%
その他	15	3%
合計	497	



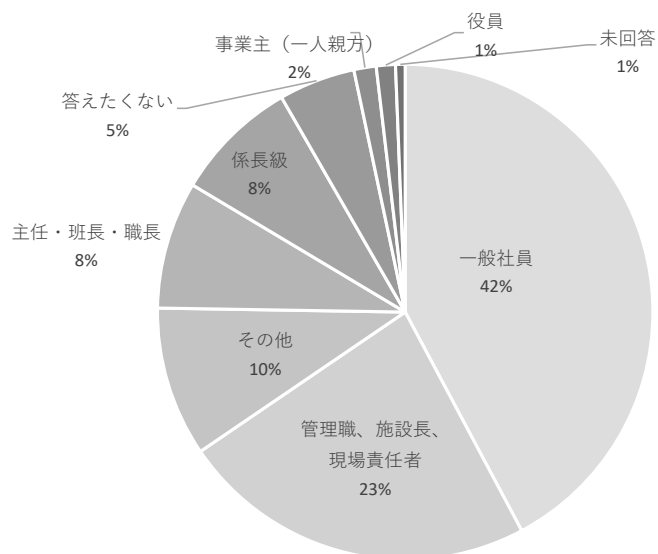
Q 4 1 雇用形態をお答えください

正規社員	303	63%
非常勤社員	25	5%
派遣労働者	19	4%
役員	7	1%
パート・アルバイト	102	21%
一人親方	4	1%
答えたくない	2	0%
その他	16	3%
未回答	3	1%
合計	481	



Q 4 2 職場での立場をお答えください

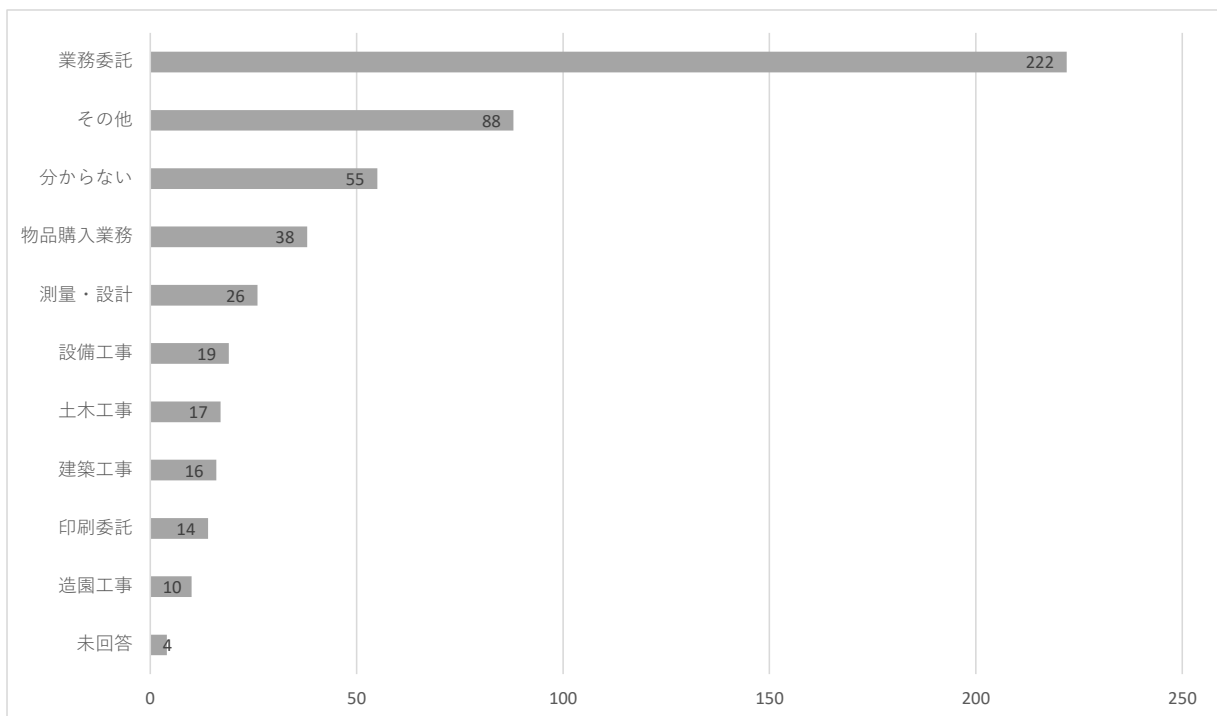
役員	6	1%
管理職、施設長、現場責任者	112	23%
係長級	39	8%
主任・班長・職長	40	8%
一般社員	203	42%
事業主（一人親方）	7	1%
答えたくない	24	5%
その他	47	10%
未回答	3	1%
合計	481	



Q 4 3 あなたが従事している世田谷区との公契約に基づく業務の種類をお答えください（複数回答）

業務委託の占める割合が圧倒的に多い

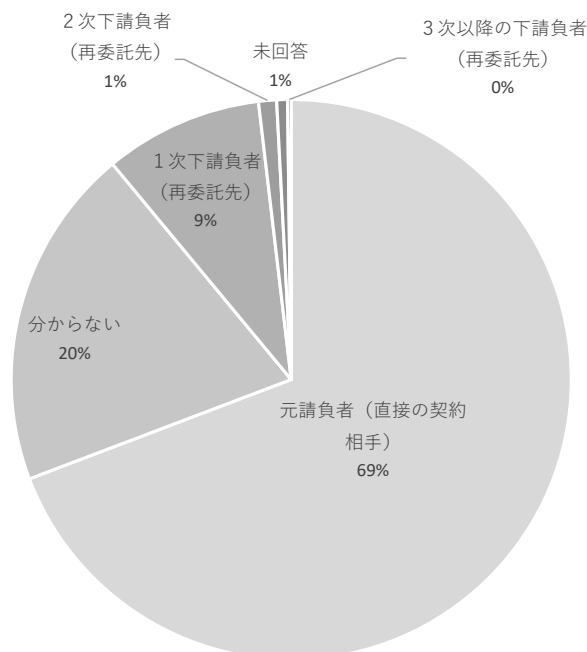
建築工事	16	3%
土木工事	17	4%
設備工事	19	4%
造園工事	10	2%
業務委託	222	46%
印刷委託	14	3%
物品購入業務	38	8%
測量・設計	26	5%
分からない	55	11%
その他	88	18%
未回答	4	1%
合計	509	



Q 4 4 あなたの勤めている事業所は、世田谷区とはどのような関係にありますか

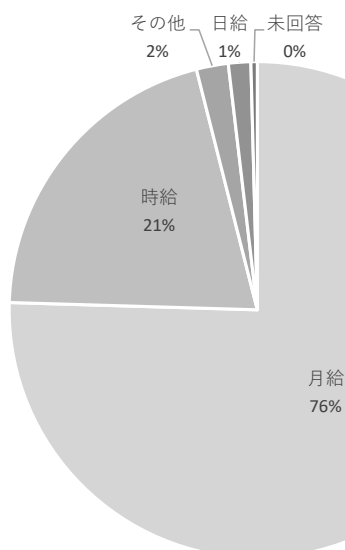
「分からない」という回答が20%

元請負者（直接の契約相手）	333	69%
1次下請負者（再委託先）	44	9%
2次下請負者（再委託先）	5	1%
3次以降の下請負者（再委託先）	1	0%
分からない	95	20%
未回答	3	1%
合計	481	



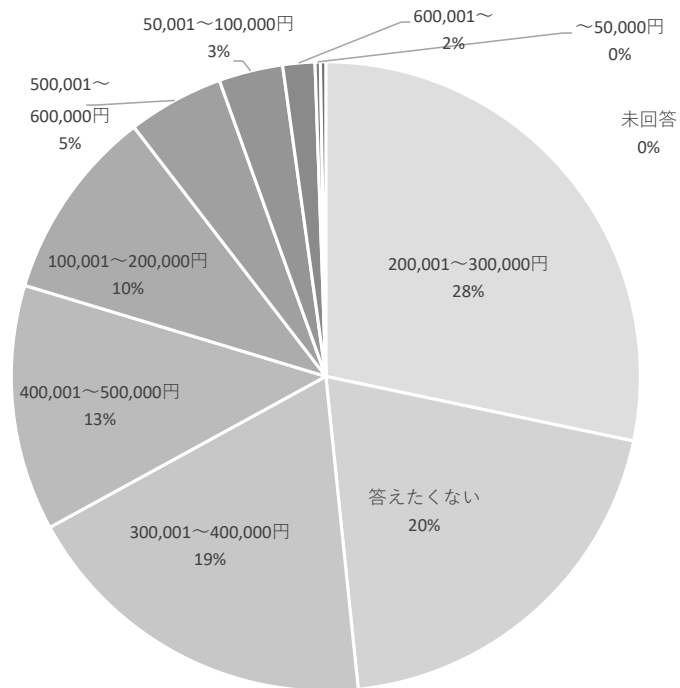
Q 4 5 あなたの給料についてお答えください

月給	363	75%
日給	7	1%
時給	99	21%
その他	10	2%
未回答	2	0%
合計	481	



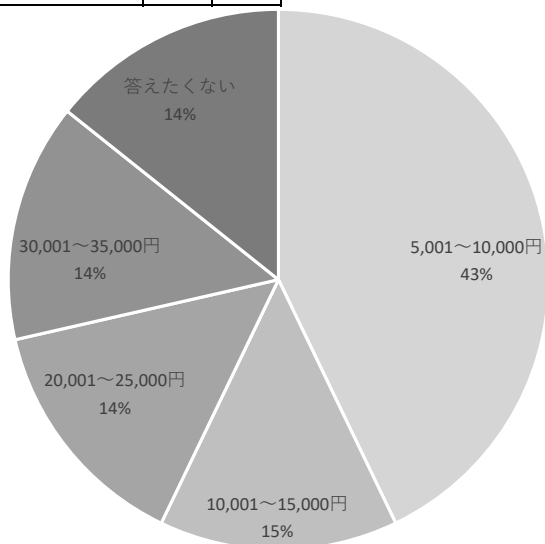
月給

～50,000円	1	0%
50,001～100,000円	12	3%
100,001～200,000円	36	10%
200,001～300,000円	103	28%
300,001～400,000円	68	19%
400,001～500,000円	46	13%
500,001～600,000円	18	5%
600,001～	6	2%
答えたくない	73	20%
未回答	1	0%
合計	364	



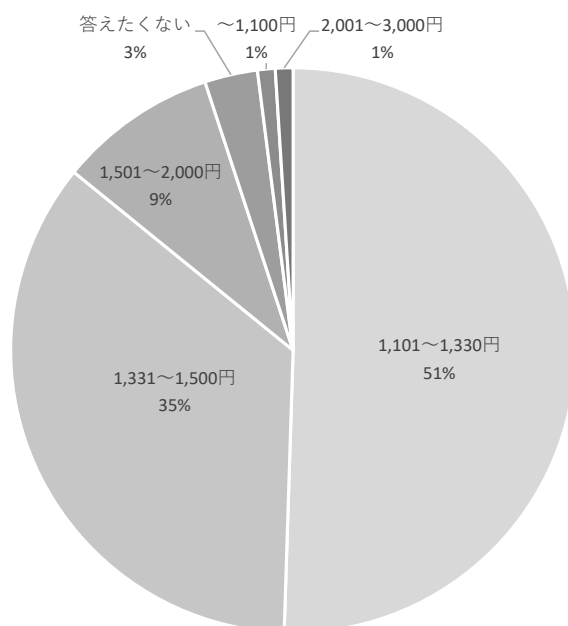
日給

～5,000円	0	0%
5,001～10,000円	3	43%
10,001～15,000円	1	15%
15,001～20,000円	0	0%
20,001～25,000円	1	14%
25,001～30,000円	0	0%
30,001～35,000円	1	14%
35,001～	0	0%
その他	0	0%
答えたくない	1	14%
合計	7	



時給

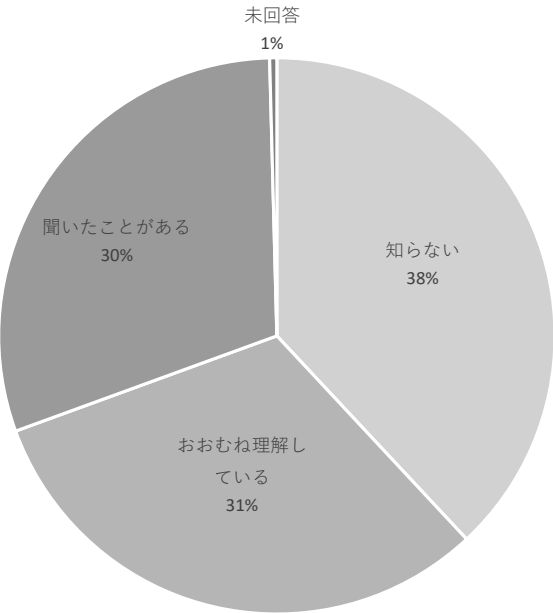
～1,100円	1	1%
1,101～1,330円	50	51%
1,331～1,500円	35	35%
1,501～2,000円	9	9%
2,001～3,000円	1	1%
3,001～	0	0%
その他	0	0%
答えたくない	3	3%
合計	99	



Q 4 6 世田谷区公契約条例について

「おおむね理解している」と「聞いたことがある」を合わせると60%を超える

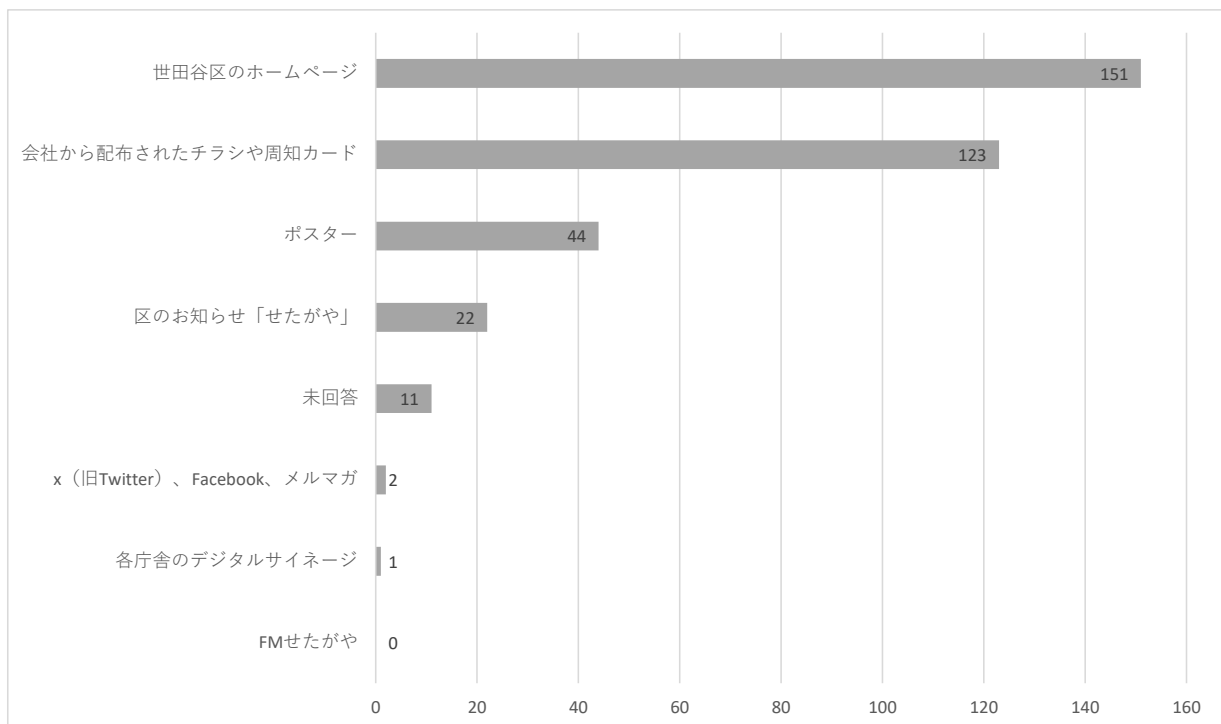
おおむね理解している	151	31%
聞いたことがある	145	30%
知らない	183	38%
未回答	2	0%
合計	481	



どのようにして知りましたか（複数回答）

- ・ ホームページで知ったという回答が回答者の過半数を占めている
- ・ SNS、デジタルサイネージ、FMせたがやの効果は限定的

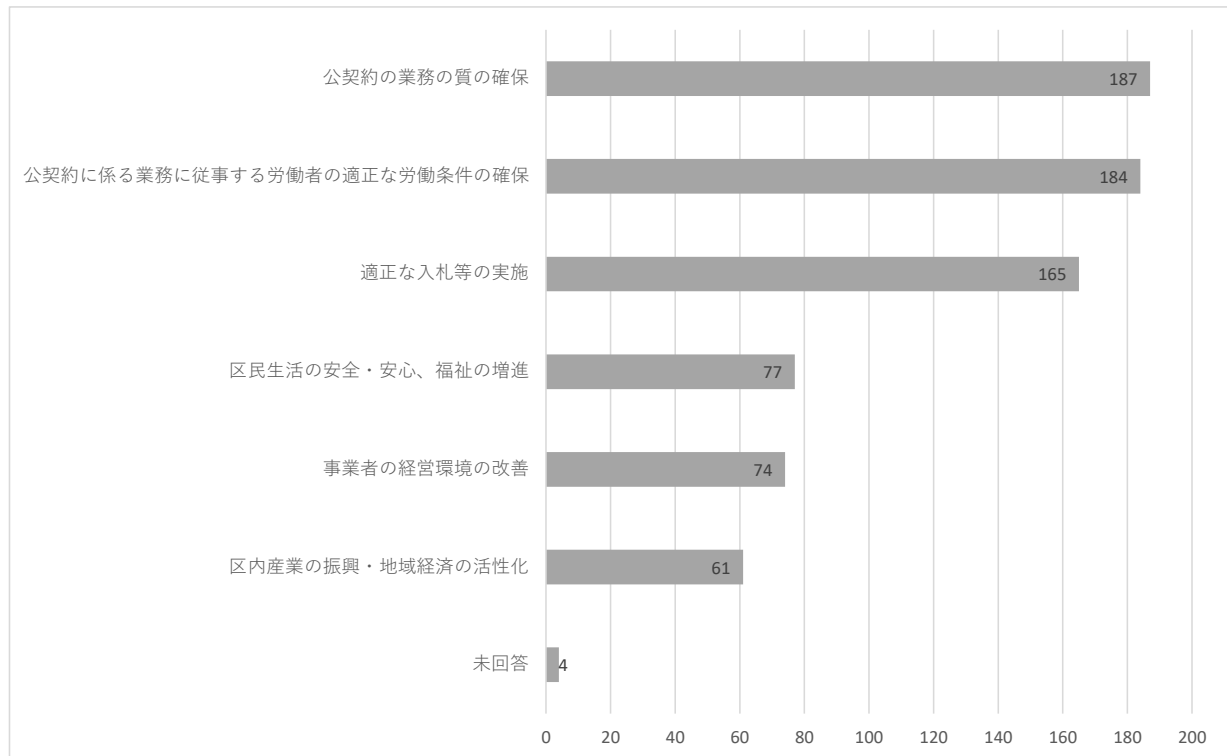
ポスター	44	15%
会社から配布されたチラシや周知カード	123	41%
世田谷区のホームページ	151	51%
区のお知らせ「せたがや」	22	7%
FMせたがや	0	0%
x（旧Twitter）、Facebook、メルマガ	2	1%
各庁舎のデジタルサイネージ	1	0%
未回答	11	4%
合計	354	



Q 4 7 世田谷区公契約条例の目的であると思うものを選んでください（複数回答）

- ・「公契約の業務の質の確保」の認識が最も多い
- ・「事業者の経営環境の改善」、「区内産業の振興・地域経済の活性化」は低い

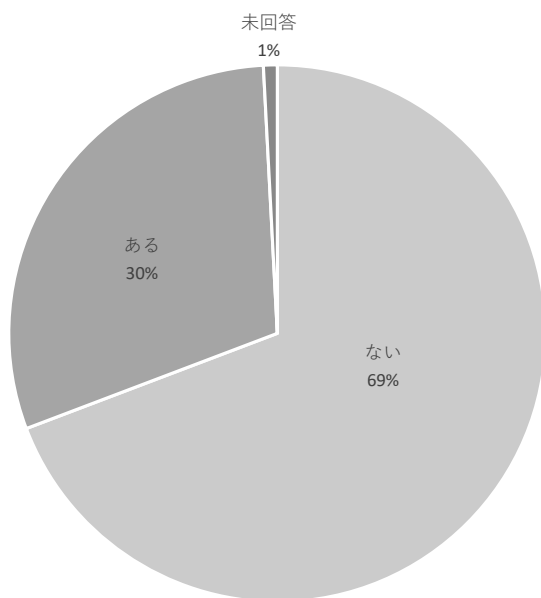
公契約の業務の質の確保	187	63%
区内産業の振興・地域経済の活性化	61	21%
区民生活の安全・安心、福祉の増進	77	26%
適正な入札等の実施	165	56%
公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保	184	62%
事業者の経営環境の改善	74	25%
未回答	4	1%
合計	752	



**Q 4 8 「あなたの賃金を確認してください」と記載された名刺大の労働報酬下限額についての
周知用カードを見たことがありますか**

- ・「ない」が約7割にのぼる
- ・下限額が適用されていると認識している労働者244人のうち、周知用カードを見たことがないと回答した労働者は108人（48％）にのぼる

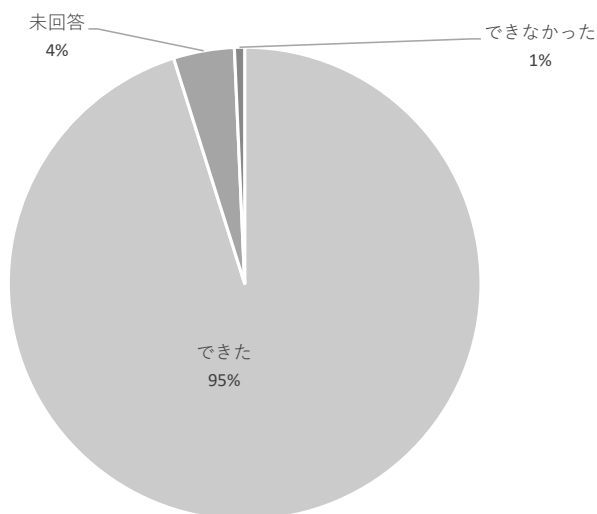
ある	144	30%
ない	333	69%
未回答	4	1%
合計	481	



周知用カードの内容は理解できましたか

理解度は100％に近い

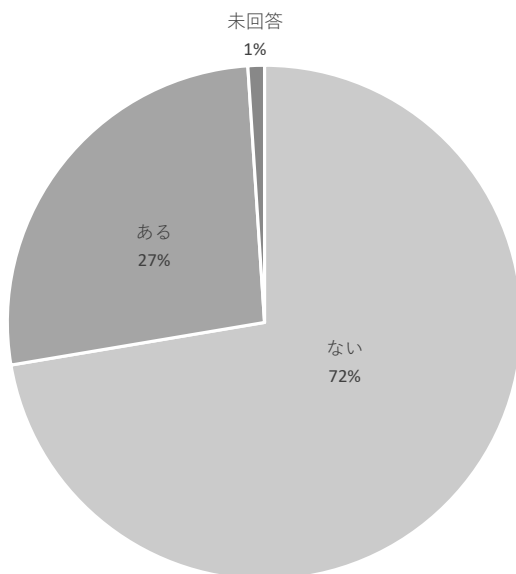
できた	137	95%
できなかった	1	1%
未回答	6	4%
合計	144	



Q 4 9 「世田谷区公契約条例の手引き」を見たことがありますか

「ある」が3割弱となっている

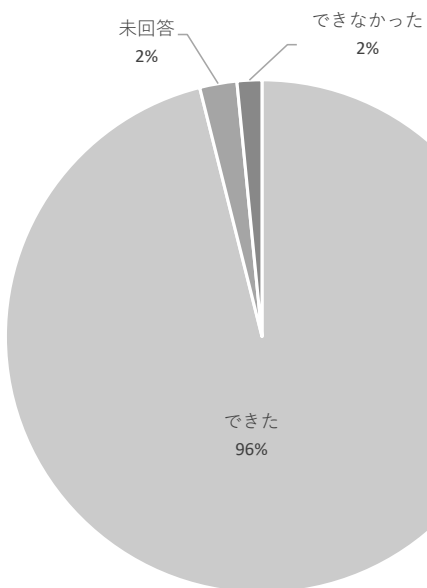
ある	128	27%
ない	348	72%
未回答	5	1%
合計	481	



「世田谷区公契約条例の手引き」の内容は理解できましたか

理解度は100%に近い

できた	123	96%
できなかった	2	2%
未回答	3	2%
合計	128	

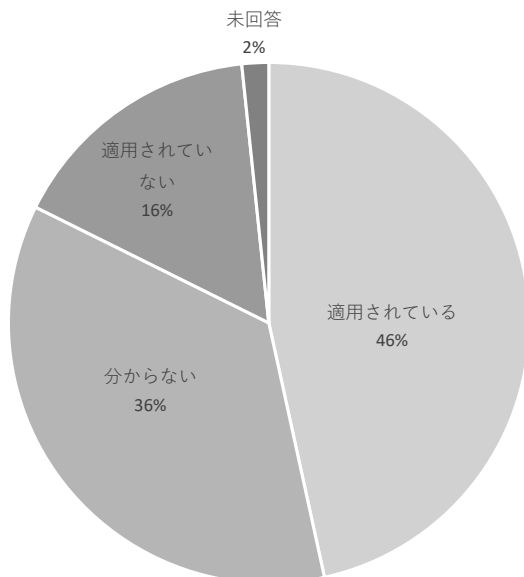


Q50 世田谷区との公契約に基づく業務（下請負含む）について、その公契約は世田谷区の労働報酬下限額が適用される公契約（予定価格3,000万円以上工事請負契約又は予定価格2,000万円以上の工事以外の契約（委託、指定管理協定等））ですか

***すでに世田谷区との公契約に基づく業務から離れている場合は、その業務に就いていたときの状況をお答えください（以下同じ。）**

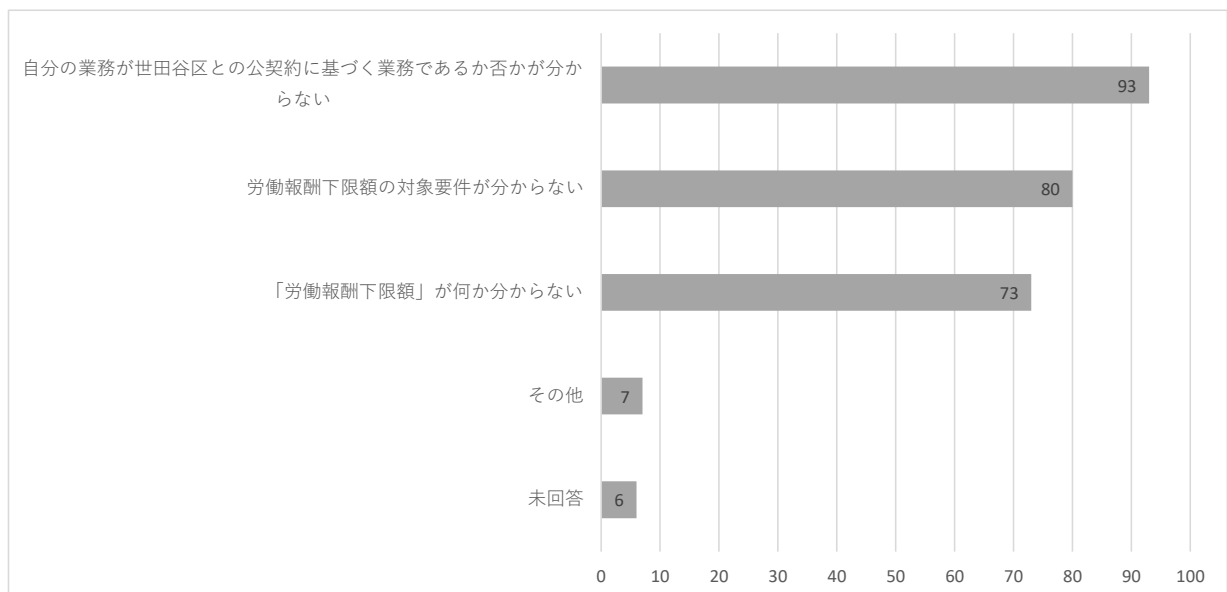
「分からない」が36%を占める

適用されている	224	46%
適用されていない	77	16%
分からない	172	36%
未回答	8	2%
合計	481	



何が分かりませんでしたか（複数回答）

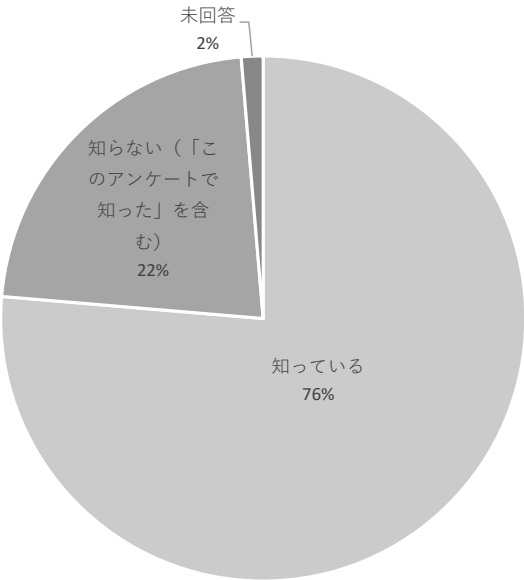
「労働報酬下限額」が何か分からない	73	42%
労働報酬下限額の対象要件が分からない	80	47%
自分の業務が世田谷区との公契約に基づく業務であるか否かが分からない	93	54%
その他	7	4%
未回答	6	3%
合計	259	



Q 5 1 あなたに適用される労働報酬下限額の金額を知っていますか

下限額が適用されていることを認識している従事者への問だが、「知らない」が20%を超えている

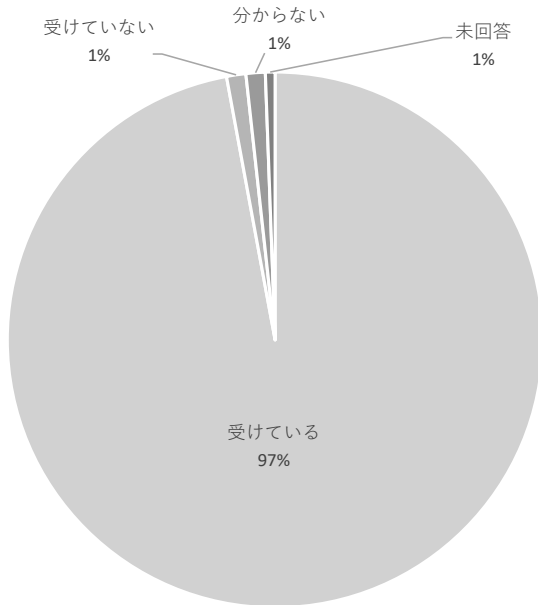
知っている	171	76%
知らない（「このアンケートで知った」を含む）	50	22%
未回答	3	1%
合計	224	



Q 5 2 労働報酬下限額以上の賃金の支払いを受けていますか

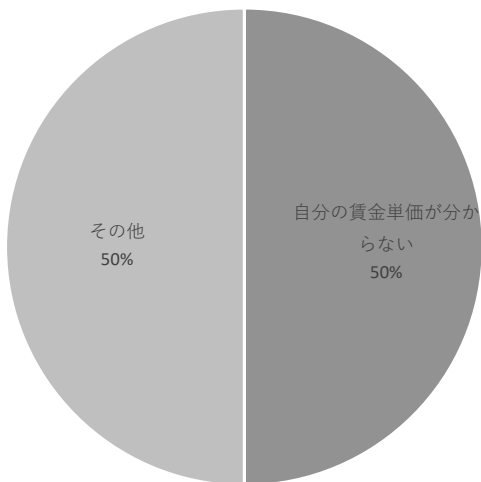
ほとんどの従事者が下限額以上の賃金の支払いを受けている

受けている	167	97%
受けていない	2	1%
分からない	2	1%
未回答	1	1%
	172	



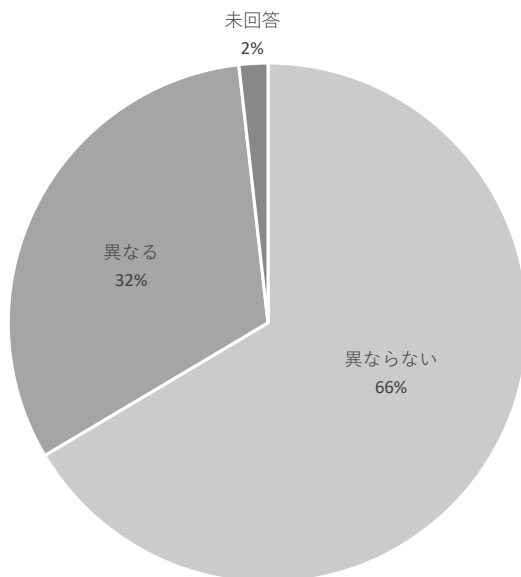
分からない理由をお答えください

自分の賃金単価が分からない	1	50%
自分の賃金単価は分かるが、世田谷区との公契約の業務に限った賃金単価が分からない	0	0%
その他	1	50%
合計	2	



Q 5 3 区の労働報酬下限額の適用業務とそうでない業務（民間での従事含む）とで賃金単価は異なりますか

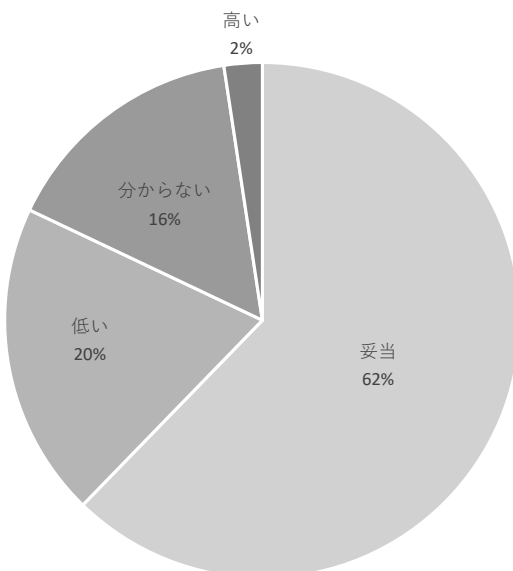
異なる	111	66%
異なる	53	32%
未回答	3	2%
合計	167	



Q 5 4 あなたに適用されている労働報酬下限額は妥当だと思いますか

事業者からの回答と異なり、「妥当」と「低い」で8割を超える

妥当	104	62%
高い	4	2%
低い	33	20%
分からない	26	16%
合計	167	

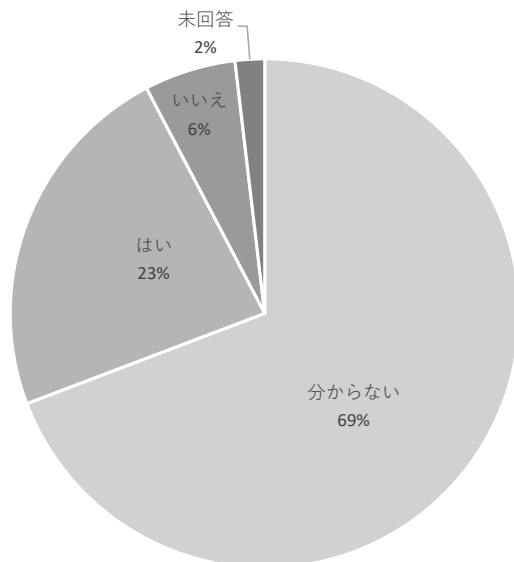


Q 5 5 公契約条例が適用されたことにより、労働条件が改善することでモチベーションが向上する等して、区との公契約に係る業務の質が確保されたと感じますか

※「公契約条例が適用されていること」とは、労働報酬下限額等の適正な労働条件の確保の取組みなどのことです。

「分からない」が約7割を占める

はい	111	23%
いいえ	28	6%
分からない	333	69%
未回答	9	2%
合計	481	



Q 5 6 公契約条例が適用されたことにより、賃金は上がったと思いますか

「分からない」が5割を超える

はい	111	23%
いいえ	105	22%
分からない	256	53%
未回答	9	2%
合計	481	

